

52 大宰帥世良親王遺領臨川寺領目録注進状

案

故大宰帥親王(世良親王)家御遺跡臨川寺領等

家宝荘厳院、地頭荻野五郎入道云々、 頭中分地也、領家故親王家、御年貢二百余也、本 丹波国葛野庄 当御治世自去年十月之比、御 被付給王女房南御方云々、此所者、領家地

楠木正成が若松庄を押領したとの記載が

文書に出てくる、和泉国若松庄の箇所に

郎入道云々 雑物百計地也、本家春日社領、地頭二宮右衛門次 条宰相降陰卿云々、領家故親王家、年貢六十、加 和泉国塩穴荘 当御治世御押妨同前、給主四

之条、不便之次第也、守護御代官十今当知行、当 所領家故親王家、年貢三百石計、領家一円地也、 当国守護御代官自去年八月之比、令収納年貢以下 同二十五日被成綸旨於寺家了、而悪党楠兵衛尉 間、巳仏陀施入之地、非分御綺之段、歎申之処、 徳三年二月十四日、不慮被下 繪号之由、承及之 (楠木正成) 押妨当所之由、依風聞之説、称彼跡、 同国若松庄 内大臣僧正道祐依競望申、去元

醐寺覚相院律師定超、本家故親王家、地頭名字不 伊勢国富津御厨 年貢十貫計之地也、領主醍

宇津宮云々 王家、本家南宮社、地頭請所、年貢二百貫、地頭 御营領之由被申了、自前殿給人不知之、領家故親 条前殿 (二条兼基) 依被奉行申之忠、可有殿一期 美濃国南宮社 当所者、故宮御加冠之時、

> 引き継がれた荘園名が書かれている。 世良親王の遺領で、臨川寺に

楠木正成をつないだきっかけになったと のっている。この出来事が、後醍醐天皇と

言われている。